

第2部

保助看法の改正経緯

保助看法 改正の内容

厚生労働省医政局
看護課長
野村 陽子

保健師助産師看護師法（以下、「保助看法」という。）は、昭和23年（1948）7月30日に制定されて以来、これまでに22回の改正を経てきている。表（p.55）のように、昭和20年代には7回、40年代3回、50年代2回、60年代1回、そして平成に入り5年に2回、10年1回、11年2回、13年2回、18年1回、最後は平成21年の1回である。

保助看法の改正は、政府提案の閣法によるものが16回、そして議員提案による議員立法が6回となっており、閣法によるもののほとんどは、他の法律改正に伴って保助看法が改正されたものである。看護制度の根幹に関わるような改正は、昭和26年（1951）の法律第147号のみであるが、平成13年（2001）以降の改正は、専門職としての資格法を意識したものとなっている。

主な改正内容を追ってみると、准看護師制度の創設、就業届出の規定の変更、看護師や保健師の男子準用、数回にわたる欠格事由の変更、行政手続きの変更、秘密の保持の義務付け、“婦”から“師”への名称変更、保健師及び助産師籍の登録規定の変更、名称の独占規定、行政処分を受けた者の再教育など、時代の要請に応じて改正が行われてきた。この他には用語の変更、他の法律改正に伴うことによる改正なども行われてきている。

また平成21年（2009）では、1）看護師の国家試験受験資格の1番目に「大学」を明記（第21条）、2）保健師助産師の教育年限を58年ぶりに「6カ月以上」から「1年以上」に変更（第19条、第20条）、3）〈卒後臨床研修の「努力義務」〉が新設され、資質の向上に努めることが追加された（第28条の2）。

ここでは、保助看法の条文に沿って改正の経過を追い、その背景について触れてみたい。

1 総則（第1条から第6条）

1) 法律の目的

第1条 この法律は、保健師、助産師及び看護師の資質を向上し、もって医療及び公衆衛生の普及向上を図ることを目的とする。

第1条の法律の目的は、“資質を向上し、もって医療及び公衆衛生の普及向上を図る”というどの時代にも通じる普遍的な資格法の目的が規定された内容であるので、これまで改正はされていない。しかし、平成13年(2001)の法律第153号で、“保健婦、助産婦、看護婦”という名称から、“保健師、助産師、看護師”と改正している。このような変更により、法律の名称も変更されるというある意味では大きな改正が行われている。

この背景には、助産師資格を男子に開放すべきという要望がきっかけとなり、性別によって専門職の資格名称が異なる職種は看護職だけであったこと、また男女共同参画社会の推進という時代の流れもあり、専門職にふさわしい名称として保健師、助産師、看護師に改正している。

2) 看護職員の定義

第2条 この法律において「保健師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう。

第3条 この法律において「助産師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう。

保健師と助産師の定義については、保助看

法制定時にかなり深い議論が行われ、このような表現となっている。旧規則の表現と比較してみると、保健婦規則では保健指導の内容が詳細に記述されていたが、これを“保健指導”という用語にまとめ、また助産婦規則では妊娠分娩新生児の取扱いのみを業務としていたが、これを保健指導にまで広げた内容としている。この定義の内容については保助看法制定後60年間、改正されていない。用語については、平成11年(1999)法律第160号の中央省庁再編に伴う改正で、「厚生大臣」から「厚生労働大臣」へ変更しており、また第1条と同様に、平成13年(2001)法律第153号で性別による名称を統一したことから、保健師については「(略)業とする女子」と書かれていたがこれを「業とする者」に改正している。なお、平成5年(1993)の改正で保健師資格を男子にも認めたことについては、同法第59条の附則で準用という扱いとしたので、第2条では女子のままとなっていた。

第4条 削除

第5条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第6条 この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを業とする者をいう。

看護師の定義については、保助看法制定時に看護の概念についても議論が行われ、看護婦規則では“看護の業務”という表現であったが、看護業務の内容を敢えて明確な表現と

し、「療養上の世話又は診療の補助」と定義づけており、保健師、助産師と同様に60年間、定義については改正されていない。

しかし、資格制度としての定義づけは、昭和26年（1951）法律第147号において大幅な改正が行われている。

まず、第4条には「看護婦は、甲種看護婦及び乙種看護婦とする」という規定があったがこれを削除し、「甲種看護婦」を「看護婦」に、「乙種看護婦」を「准看護婦」に改称している。そして、第6条には乙種看護婦の業務として括弧書きで「（急性且つ重症の傷病者又はじよく婦に対する療養上の世話を除く。）」と書かれていたが、これを削除している。

この昭和26年（1951）4月14日の法律第147号の法改正については、次章のトピックスで記述されるので詳細は省くが、簡単にその改正の背景について触れておきたい。

昭和23年（1948）の同法制定により甲種

看護婦は高等学校卒業者でなければ看護を学ぶことができないとしたため、現場の多くの看護婦が乙種となり地位低下につながるものが危惧されたこと、乙種看護婦には急性期看護ができないなどの業務制限があったことから、病院で混乱が起きるなど現場で困惑があった。このため、多くの陳情や請願が寄せられ、既得権擁護の動きが強まっていった。

このような動きから、政府は昭和25年（1950）に看護制度審議会を設けて保助看法改正案をまとめたが、関係者の要望が反映されていないと批判され、結局、政府案は提出されず、議員による議案（議員立法）が提出され、上記のような改正が行われている。

この改正があった時期はGHQの統治下であったが、昭和26年（1951）4月11日にマッカーサーが解任され、昭和27年（1952）にGHQの統治が終了するという特殊な時期であったことも考慮する必要があるだろう。

2 免許（第7条から第16条）

1) 免許

免許については、第7条で保健師、助産師、看護師は国家試験に合格して免許を取得すること、第8条は准看護師試験に合格して都道府県知事の免許を取得することが書かれており、これらの条文の改正は平成18年（2006）のみである。

その改正経過をみると、昭和23年（1948）法律第203号の第7条は右の枠囲みのように一文で書かれていたが、平成18年（2006）法律第84号で、1項が保健師、2項は助産師、3項が看護師の区分をし、その上で保健師は、保健師国家試験と看護師国家試験の両者に合格することが規定され、また、助産師も同様

に助産師と看護師の国家試験合格が明記された。

これまでは、同時に3職種の国家試験を受けて、看護師国家試験に合格しなくても保健師国家試験が受かっていれば保健師免許が取得できたが、改正後は看護師国家試験の合格が保健師免許を取得する上での要件となった。これは助産師についても同様である。

〈制定時：昭和23年法203号〉

第7条 保健婦、助産婦又は甲種看護婦になろうとする者は、保健婦国家試験、助産婦国家試験又は、甲種看護婦国家試験に合格し厚生大臣の免許を受けなければならない。

表 保健師助産師看護師法（昭和23年7月30日 法律203号）改正の推移

改正回数	改正年号	西暦	法律番号	議法閣法	改正法律案	主な経緯と改正点
0	昭和23年7月30日	1948	203	◎		昭和22年7月3日、「国民医療法」（昭和17年2月25日制定）の委任命令に基づく政令として「保健婦助産婦看護婦令」制定（昭和22年7月3日政令124号）。昭和23年7月30日、「国民医療法」が廃止され、医療行政の基本法である「医療法」が新たに制定、それに伴い「保助看令」が廃止され、新たに「保健婦助産婦看護婦法」が制定
1	昭和25年3月31日	1950	34	◎		審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部改正
2	昭和26年4月14日	1951	147	▼	★	甲種・乙種看護婦の区別の廃止と准看護婦の創設
3	昭和26年11月6日	1951	258	▼	★	旧制度の免許の書換え無料化
4	昭和27年12月22日	1952	316	◎	★	保健婦・助産婦の受験資格の適用拡大
5	昭和28年8月15日	1953	213	◎		地方自治法の一部改正のため
6	昭和29年4月22日	1954	71	◎		あへん法の「あへん」追加
7	昭和29年6月1日	1954	136	◎		厚生省関係法令の整理のため
8	昭和42年8月1日	1967	120	◎		許可、許可等の整理に関する法律による
9	昭和43年6月1日	1968	84	▼	★	男性看護人を看護士と呼称する変更
10	昭和44年6月25日	1969	51	◎		厚生省設置法等の一部改正のため
11	昭和56年5月25日	1981	51	◎		障害者に関する不適切用語の改正に関する変更
12	昭和57年7月23日	1982	69	◎		行政事務の簡素合理化による改正（第33条就業届出）
13	昭和61年12月26日	1986	109	◎		地方公共団体の執行機関の事務合理化による改正
14	平成5年11月12日	1993	89	◎		行政手続法の施行に伴う改正
15	平成5年11月19日	1993	90	▼	★	保健士の創設
16	平成10年6月12日	1998	101	◎		学校教育法等の改正によるもの
17	平成11年7月16日	1999	87	◎		地方分権の推進を図るための法律による（第4章に二、雑則の追加）
18	平成11年12月22日	1999	160	◎		厚生省・文部省を厚生労働省・文部科学省など、中央省庁等改革のため
19	平成13年6月29日	2001	87	◎		障害者にかかる欠格事由の適正化を図るとともに、素行の著しく不良な者の条項などを削除し新たに守秘義務を規定
20	平成13年12月12日	2001	153	▼	★	男女の資格名称「婦」「士」から「師」に統一
21	平成18年6月21日	2006	84	◎		保健師・助産師・看護師および准看護師の名称独占、保健師・助産師の免許登録要件に看護師国家試験合格を追加し、業務停止などの行政処分を受けた看護師等の再教育などを規定
22	平成21年7月15日	2009	78	▼	★	1) 看護師の国家試験受験資格の1番目に「大学」を明記 2) 保健師助産師の教育年限を「6カ月以上」から「1年以上」に変更 3) 卒後臨床研修の「努力義務」

★印は「保健師助産師看護師法の一部を改正する法律」

▼印は議員提出法案（議員立法）：2・3・9・15・20・22回の改正案

◎印は内閣提出法案（閣法）：上記2・3・9・15・20・22回以外のすべての改正案

〈現行法：平成18年法84号〉

第7条 保健師になろうとする者は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

2 助産師になろうとする者は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

3 看護師になろうとする者は、看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

平成18年（2006）改正の背景には、看護大学の増加により4年間で保健師、助産師、看護師の受験資格を得て、同時に3つの資格を得ることが可能な者が急増し、その中には、看護師国家試験に不合格となったが、保健師や助産師の国家試験に合格する者が出現し、その数が年々増加する傾向にあった。これらの者は、看護師資格を持たずに看護師業務を行うことができることから、医療の安全を確保する観点から問題であるという指摘がされ、上記のような改正が行われている。

2) 欠格事由

看護職員の欠格事由の規定は第9条に書かれているが、この条文の改正は数回に亘り、また大幅な改正が行われている。そこで、昭和23年（1948）の保助看法制定時の条文から、その改正経過を追ってみたい。

昭和23年（1948）法律第203号では、以下のように絶対的欠格事由が第9条に書かれており、第10条には相対的欠格事由が規定されていた。

第9条 つんば、おし又は盲の者には、前2条の規定による免許（以下免許という。）を与えない。

第10条 左の各号の一に該当する者には、免

許を与えないことがある。

- 一 罰金以上の刑に処せられた者
- 二 前号に該当する者を除く外保健婦、助産婦又は看護婦の業務に関して犯罪又は不正の行為があつた者
- 三 素行が著しく不良である者
- 四 精神病患者、麻薬若しくは大麻の中毒者又は伝染性の疾病にかかっている者

改正経過であるが、昭和29年（1954）法律第71号では4号に「あへん」を追加し、また昭和56年（1981）法律第51号で、9条を「つんば、おし又は盲の者」を「目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者」に改めている。

その後、欠格事由の大幅な改正が行われ、平成13年（2001）法律第87号で、絶対的欠格事由を規定していた第9条を削除し、第10条を現行法の9条のような表現に改めている。具体的には、相対的欠格事由とされていた三号の“素行が著しく不良である者”を削除し、絶対的欠格事由としてあつた事項を相対的欠格事由とし、その表現を“心身の障害により（中略）業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの”としている。また、四号に規定していた“精神病患者”及び“伝染性の疾患にかかっている者”を削除している。以下は、現行法の第9条である。

第9条 次の各号のいずれかに該当する者には、前2条の規定による免許（以下「免許」という。）を与えないことがある。

- 一 罰金以上の刑に処せられた者
- 二 前号に該当する者を除くほか、保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者
- 三 心身の障害により保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務を適正に行うことができ

ない者として厚生労働省令で定めるもの

四 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

改正に至った背景をみると、昭和29年（1954）法律第71号による改正は、あへん法の改正に伴ったもので、また、昭和56年（1981）法律第51号の改正は、同年が国際障害者年であり、これを機に障害に関する用語の整理が行われ、医師法等を含めて障害に関する用語の改正が行われている。また、平成13年（2001）法律第87号の改正は、障害者のノーマライゼーションを推進する動きの中で、内閣に設置されていた障害者施策推進本部が“障害者に係る欠格条項の見直し”を決定したことが背景となっている。このことにより、障害を有していてもできる限り学習の機会を与え、免許を取得できる条件を整えていく流れとなってきている。この時の改正は、障害者に関する規定があるすべての資格法の見直しが行われている。

3) 保健師籍、助産師籍、看護師籍、准看護師籍の登録

籍に関する規定は、第10条と11条に書かれているが、この条文は大幅な改正が行われていない。以下は、平成18年（2006）改正前の条文である。

第10条 厚生労働省に保健師籍、助産師籍及び看護師籍を備え、保健師免許、助産師免許及び看護師免許に関する事項を登録する。

第10条の改正は、平成18年（2006）法律第84号で、「(略) 看護師籍を備え、」の後ろに「登録年月日、第14条第1項の規定による処分に関する事項その他の」が追記された。これは、行政処分を受けた保健師、助産師、看護師の再教育修了について籍に登録するこ

ととされたことを受けて改正されている。

行政処分を受けた者の再教育については、第15条のところで触れるが、再教育を受けた者がそれを修了したことを確認する方法として“籍”に登録することを課している。

4) 免許の付与及び免許証の交付

免許の付与と免許証の交付については、昭和23年（1948）の保助看法の制定時の法律では、第13条の1項に免許の付与、そして2項で免許証の交付が書かれていたが、平成18年（2006）の改正で資格ごとに項を立てているのである。まずは昭和23年（1948）の第13条からみてみたい。

第13条 免許は、保健婦籍、助産婦籍若しくは甲種看護婦籍又は乙種看護婦籍に登録することによって、これをなす。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、免許を与えたときは、それぞれ保健婦免許証、助産婦免許証若しくは甲種看護婦免許証又は乙種看護婦免許証を交付する。

改正の経過は、平成13年（2001）法律第87号では、「免許は」の後に「保健婦国家試験、助産婦国家試験若しくは看護婦国家試験又は准看護婦試験に合格した者の申請により」を追加し、また13条から12条に繰り上げている。この“申請により”という行為を追加した背景には、国家試験に合格をすれば免許が得られるものと誤解して免許証を受けずに業務に従事する者が見られたことから、敢えてこのような規定を盛り込んでいる。

大幅な改正を行った平成18年（2006）法律第84号では、これまでの12条では資格ごとに項立てをしていなかったが、それを現行条文のように1項から4項とし、資格ごとに免許の付与を明記した。この改正の背景は、

前述した第7条の「免許の付与」と同様の理由で、保健師及び助産師免許の籍への登録に、看護師国家試験に合格した者の規定を入れるための改正である。以下は現行法の第12条である。

第12条 保健師免許は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格した者の申請により、保健師籍に登録することによって行う。

2項 助産師（略）、3項 看護師（略）、4項 准看護師（略）

5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、免許を与えたときは、それぞれ保健師免許証、助産師免許証、若しくは看護師免許証又は准看護師免許証を交付する。

5) 意見の聴取

第13条は、免許の付与を行わないときの手続きとして意見の聴取を規定しているものであるが、この条文は、昭和23年（1948）の保助看法制定時にはなかったが、平成13年（2001）法律第87号で追加されたものである。

第13条が新たに追加された平成13年法律第87号は、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律」の一部改正であったが、免許の手続きについても改正が行われた。この時の改正では、前述したように、第12条で“国家試験に合格した者の申請によって”籍が登録されることを追加しており、これと併せて、申請時に免許を与えないこと、また意見の聴取を行うという規定を追加している。

以下は現行法の13条である。

第13条 厚生労働大臣は、保健師免許、助産師免許又は看護師免許を申請した者について、第9条第3号に掲げる者に該当すると認め、同

条の規定により当該申請に係る免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあったときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

2 都道府県知事は、准看護師免許を申請した者について（略）

6) 免許の取り消し、業務停止及び再免許

免許の取り消し等の行政処分に関することは第14条に規定されているが、この条文の改正は、平成13年（2001）と18年（2006）に大幅な改正を行っているので、昭和23年（1948）の同条文から追っていきたい。

〈制定当時の第14条〉

第14条 保健婦、助産婦又は甲種看護婦が、第9条（絶対的欠格事由）の規定に該当するときは、厚生大臣は、その免許を取り消す。

2 乙種看護婦が、第9条の規定に該当するときは、都道府県知事は、その免許を取り消す。

3 保健婦、助産婦又は甲種看護婦が、第10条各号（相対的欠格事由）の一に該当し、又は保健婦、助産婦又は甲種看護婦としてその品位を損するような行為のあったときは、厚生大臣は、その免許を取消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。

4 乙種看護婦（略）

5 前2項の規定による取消処分を受けた者であっても疾病がなおあり、又は改しゅんの情が顕著であるときは、再免許を与えることができる。この場合においては第13条の規定を準用する。

この第14条の改正経過は、平成13年（2001）法律第87号では欠格事由の変更や行政処分の手続きを追加した改正であったことから大

幅な改正を行っている。具体的な改正内容は、14条の1項と2項を削除しており、これは第9条で規定していた絶対的欠格事由が削除されたことによるものである。また、14条5項の「疾病がなおり、又は改しゅんの情が顕著であるとき」を「その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなったとき、その他その後の事情により再び免許を与えることが適当であると認められるに至ったとき」と改めている。

〈平成13年法律第87号改正後〉

第14条 保健婦、助産婦又若しくは看護婦が9条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は保健婦、助産婦若しくは看護婦としてその品位を損するような行為のあったときは、厚生労働大臣は、その免許を取消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

2 准看護婦（略）

3 前2項の規定による取消処分を受けた者であっても、その他その取消しの理由となった事項に該当しなくなったとき、その他その後の事情により再び免許を与えることが適当であると認められるに至ったとき、再免許を与えることができる。この場合においては第12条の規定を準用する。

その後、平成18年（2006）法律第84号で、14条の1項及び2項について「その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずる」を「次に掲げる処分をする」と改め、1項に各号を設けて、「一 戒告、二 3年以内の業務の停止、三 免許の取消し」としている。これまで戒告は行政処分としてこなかったが、これを行政処分とし、また業務停止の年限を新たに明記している。また、3項の「受けた者」の後ろに括弧書きで「（第9条第1号若しくは第2号に該当し、又は保健師、助産師、

看護師若しくは准看護師としての品位を損するような行為のあった者として前2項の規定による取消処分を受けた者にとっては、その処分の日から起算して5年を経過しない者を除く）」を追加している。要するに免許の取消処分を受けた者が再免許を受けようとするときの期間を明記している。

平成18年（2006）改正は、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」の一貫として保助看法を改正しており、国民の医療安全に対する期待から、行政処分に関する規定が明確にされ、また、これらの者に対する再教育が義務付けられている。なお、再教育については、第15条の二に新たに規定された。

〈現在の第14条〉

第14条 保健師、助産師若しくは看護師が第9条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は保健師、助産師若しくは看護師としての品位を損するような行為があったときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

一 戒告

二 3年以内の業務停止

三 免許の取り消し

2 准看護師（略）

3 前2項の規定による取消処分を受けた者（第9条第1号若しくは第2号に該当し、又は保健師、助産師、看護師若しくは准看護師としての品位を損するような行為のあった者として前2項の規定による取消処分を受けた者においては、その処分の日から起算して5年を経過しない者を除く）であっても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなったとき、その他その後の事情により再び免許を与えることが適当であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第12条の規定を準用する。

7) 処分の手続き、再教育

(1) 処分の手続き

第15条の一は、行政処分に関する手続きが規定されているが、この手続きについて昭和23年(1948)の同法制定時は5項のみであったが、現行法では18項にもわたって記載されている。その改正過程をみるためには、まず、保助看法制定当時の条文を確認しておきたい。

〈制定当時の第15条〉

第15条 厚生大臣は、前条第1項(取消し)、第3項(取消し又は業務停止)又は第5項(再免許)に規定する処分をなすに当っては、あらかじめ保健婦助産婦看護婦試験審議会の意見を聞かなければならない。

2 都道府県知事は、前条第2項(取消し)、第4項(取消し又は業務停止)又は第5項(再免許)に規定する処分をなすに当っては、あらかじめ乙種看護婦試験委員の意見を聞かなければならない。

3 前条第1項から第4項までに規定する処分がなされるに当っては、当該処分を受ける者に、厚生大臣又は都道府県知事の指定した官吏若しくは吏員又は保健婦助産婦看護婦試験審議会の委員若しくは乙種看護婦試験委員に対して弁明の機会が与えられなければならない。この場合においては、厚生大臣又は都道府県知事は、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ、書面を以て、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき事由を通知しなければならない。

4 前項の通知を受ける者は代理人を出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。

5 弁明を聴取した者は、聴取書を作り、これを保存するとともに報告書を作製し、且つ、処分の決定について厚生大臣又は都道府県知事に意見を述べなければならない。

第15条の改正経過をみると、昭和42年(1967)法律第120号で「保健婦助産婦看護婦試験審議会」を「保健婦助産婦看護婦審議会」に改称し、そして昭和44年(1969)法律第51号で「保健婦助産婦看護婦審議会」を「医療関係者審議会」に再度改称している。

次にこの条文が改正されたのは平成5年(1993)法律第89号で、この時の改正は行政手続法の制定に伴って保助看法の改正が行われたことから、第15条の3項から5項を現行法とほぼ同様の3項から18項に大幅に改正している。

そして、平成11年(1999)法律第87号では、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の一貫として保助看法を改正したことから、15条の3項を以下のように改正している。

〈平成5年改正時の第15条〉

第15条3項 厚生大臣は、前条第1項又は第3項の規定による取消処分をしようとするときは、厚生大臣による聴聞に代えて、都道府県知事に当該処分に係る者に対する意見の聴取を行わせることができる。

改正部分はアンダーラインを引いたところであるが、「厚生大臣による聴聞に代えて」を削除し、「都道府県知事に」の後ろに「対し」を追加し、「行わせる」を「行うことを求め、当該意見の聴取をもって、厚生大臣による聴聞に代える」と改正している。

また、7項に書かれていた「指示する」を「求める」に改め、9項についても3項と同様の趣旨の改正を行っている。要するに、機関委任事務の廃止に伴い、国と地方公共団体の関係が変化したことによる改正である。これによって現行の条文とほぼ同様の書きぶりとなった。

(2) 再教育

第15条の二は行政処分を受けた者の再教育が規定されているが、この条文は平成18年(2006)法律第84号の改正で新たに追加され、平成20年度より施行となっているものである。

なお、再教育が規定された背景は、国民の医療への信頼を確保するための仕組みとして医師法、歯科医師法、薬剤師法とともに規定されたもので、行政処分が行われた戒告、業務停止、免許取消の者が、処分後に業務に復帰するに当たり、必要な研修を義務付け、医療の安全、安心を確保することを意図したものである。

第15条の二 厚生労働大臣は、第14条第1項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた保健師、助産師若しくは看護師又は同条第3項の規定により保健師、助産師若しくは看護師に係る再免許を受けようとする者に対し、保健師、助産師若しくは看護師としての倫理の保持又は保健師、助産師若しくは看護師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの(以下「保健師等再教育研修」という。)を受けよう命ずることができる。

2 准看護師(略)

3 厚生労働大臣は、第1項の規定による保健師等再教育研修を修了した者について、その申請により、保健師等再教育研修を修了した旨

を保健師籍、助産師籍又は看護師籍に登録する。

4 准看護師(略)

5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前2項の登録をしたときは、再教育研修修了登録証を交付する。

6 第3項の登録を受けようとする者及び保健師、助産師又は看護師に係る再教育研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

7 前条の読み替え(略)

(3) 政令への委任

第16条は政令への委任が規定されている。本条文の改正は、用語の変更のみであるので、改正部分を現行法の第16条に下線で示している。

第16条 この章に規定するもののほか、免許の申請、保健師籍、助産師籍、看護師籍及び准看護師籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関して必要な事項は政令で、前条第1項の保健師等再教育研修及び第2項の准看護師再教育研修の実施、同条3項の保健師籍、助産師籍及び看護師籍の登録並びに同条4項の准看護師籍の登録並びに同条5項の再教育研修修了登録証の交付、書換交付、及び再交付に関して必要な事項は厚生労働省令でこれを定める。

3 試験(第17条から第28条)

1) 試験の内容と実施

国家試験等の実施に関する条文は第17条と18条で規定されており、国家試験は“必要な知識及び技能を問う”という表現については、法制定後60年間変更ないが、18条に

ついては、平成11年(1999)法律第87号で、「厚生大臣の定める基準に従い」を追加している。これは、地方分権の推進を図る観点から改正されたもので、ここでいう“基準”とは、平成12年(2000)3月30日厚告136号の「准

看護師試験基準」のことで、試験の問題数、科目、試験時間や出題形式を示している。

以下は現行法であり、平成11年（1999）の改正部分はアンダーラインを引いたところである。

第17条 保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験は、それぞれの保健師、助産師、看護師又は准看護師として必要な知識及び技能について、これを行う。

第18条 保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験は、厚生労働大臣が、准看護師試験は、都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準に従い、毎年少なくとも1回これを行う。

2) 受験資格

(1) 保健師、助産師の受験資格

受験資格については、第19条で保健師国家試験、第20条は助産師国家試験の受験資格が規定されている。保健師と助産師の条文の書きぶりは若干異なるが基本は同じであるので、第19条を中心にその改正経過を追ってみるが、これらの条文は大幅な改正が行われている。

〈制定当時の第19条〉

第19条 保健師国家試験は、甲種看護婦国家試験に合格した者又は第21条各号の一に該当する者であつて、さらに左の各号の一に該当するものでなければ、これを受けることができない。

- 一 文部大臣が指定した学校において1年以上保健師になるのに必要な学科を修めた者
- 二 厚生大臣の指定した保健師養成所を卒業した者
- 三 外国の保健師学校を卒業し、又は外国において保健師免許を得た者で、厚生大臣が前2

号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたる者

第19条と20条の改正経緯であるが、昭和26年（1951）法律第147号で、第19条と第20条の1号に規定されていた教育期間を「1年」から「6月」に短縮している。この改正の背景を理解するためには、この時期の看護教育体制を振り返ってみる必要がある。

昭和23年（1948）の保助看法制定以前の保健師、助産師、看護師教育は、現在のように教育体系が一本化されておらず、一般基礎教育終了後にそれぞれの資格の学校養成所においても教育が行われていた。保助看法制定の折り、“看護”の概念が整理されたことから3つの職種の教育が体系化され、現行制度のような形となり教育期間が明記された。

昭和23年（1948）の同法では、看護師の教育期間をこれまで2年以上（私立看護婦学校看護婦講習所指定標準の件）としていたがこれを3年以上とし、また、保健師、助産師の教育を行う要件として、看護師国家試験合格者と新たに規定した。昭和23年（1948）以前の保健師教育は、保健師養成所指定規程（昭和20年（1945）6月27日厚訓346号）によると、高卒後2年間又は3年間、看護婦資格がある場合は1年間としており、助産師も修業年限は2年以上であった。要するに保健師も助産師も2、3年程度で資格を取得できていたが、保助看法制定後は4年間を要することになった。このため、昭和25年（1950）8月に設置された同法を見直すための看護制度審議会において、“保健師、助産師の教育は教育内容からみて6月内外の無駄が生じていること、また教育期間が長すぎる”という意見が出され、昭和26年（1951）に教育期間を1年から6月とする改正が行われた。

昭和26年（1951）以降の受験資格に関す

る改正は、平成18年(2006)法律第84号で「看護師国家試験に合格した者又は第21条各号のいずれかに該当する者であって、かつ」を削除している。

平成21年(2009)法律第78号で、第19条と20条の一号に書かれている修業年限を6月以上から1年以上に延長する改正が行われた。まさに58年ぶりの受験資格の改正である。

この背景には、少子高齢化が進展し良質な看護の提供を国民が求めており、専門性のより高い保健師、助産師の育成が必要であること、そして実質的には既に1年間の教育を行っている実態があることから、このような改正が行われている。

〈現在の第19条：平成21年法78号〉

第19条 保健師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において1年以上保健師になるのに必要な学科を修めた者

二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した保健師養成所を卒業した者

三 外国の第2条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において保健師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

(2) 看護師、准看護師の受験資格

第21条で看護師国家試験受験資格、第22条には准看護師試験の受験資格が規定されている。これらの受験資格は前述した第19条の保健師受験資格と類似しているが、看護師受験資格ではこれに加えて三号で、准看護師

から看護師になるための養成コースである看護師2年課程を以下のように規定している。

三 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で前2号に規定している学校又は養成所において2年以上就業したものの

第21条と22条の改正経過であるが、昭和26年(1951)法律第147号で改正されたところは、第21条の三号と、第22条の二号、四号が改正されている。

まず、第21条の三号である。昭和23年(1948)の第21条三号では、乙種看護婦の養成所入学資格は中等学校卒以上であったが、看護婦資格を得るための受験資格としては高等学校を卒業していることを要件としていたため、高卒の乙種看護婦のみが看護婦になれた。このため昭和26年(1951)改正では准看護婦制度を創設し、第22条は准看護婦の受験資格としたことから、准看護婦が看護婦資格を得られやすくするために、第21条の“高等学校を卒業し”という要件を削除している。

それに伴って、教育期間は「1年」であったが、これを「2年」に延長している。なぜ1年間延長されたのかは定かではないが、中学卒業後、3年間の業務経験があったとしても教育期間が15年プラス3年で看護師とすることには抵抗があったものと思われる。

第22条の二号と四号については、前述したように昭和26年(1951)改正で准看護婦制度を創設したため、これに伴い受験資格を変更している。二号では、養成所の指定をこれまで厚生大臣としていたが、それを厚生大臣の定める基準に従い都道府県知事の指定としているが、旧規則では地方長官の指定であったことから、このよう改正を行っているも

のと思われる。

なお、准看護婦養成所の指定を都道府県知事としたことにより「厚生大臣の定める基準」が新設されたが、その内容は厚生省令である「准看護婦学校養成所指定基準」で、ここにも要件として中卒以上であることが明記されている。なお、乙種看護婦養成所の入学資格は、昭和22年（1947）の養成所指定規則によると、中学校卒業であった。このような改正が行われた背景は、昭和26年（1951）頃は高等学校入学者（女子）が37%程度であったことを踏まえて、改正が行われている。

昭和26年（1951）以降の改正経過は、平成10年（1998）法律第101号で高等学校に加え「中等教育学校」を追加している。また、平成15年（2003）4月から第21条三号に該当する課程として通信制が導入されたが、指定規則を変更することで対応している。

看護師の受験資格に関する第22条の改正は、平成21年（2009）法律第78号により、一号が新たに追加され、「大学において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者」が明記された。看護師の受験資格の改正は昭和26年（1951）以降初めての改正である。

この背景には、平成に入って以降看護教育の大学化が進み、平成20年（2008）には3年課程の学生定員のうち約3割が大学となってきたこと、また、少子高齢化の進展に伴う医療の需要の増大、具体的には医療の高度化や在宅医療の推進などに対応した良質な看護を提供できる看護師が必要となっていることから、このような改正が行われた。

〈制定当時：21条、22条〉

第21条 三号

免許を得た後3年以上業務に従事している乙種看護婦で、高等学校を卒業し、前2号に規定

している学校又は養成所において1年以上修業したもの

第22条 二号

厚生大臣の指定した乙種看護婦養成所を卒業した者

第22条 四号

外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者のうち、前条第四号に該当しない者で、厚生大臣が適当と認めたもの

〈昭和26年で改正された条文〉

第21条 三号

免許を得た後3年以上業務に従事している准看護婦又は高等学校を卒業している准看護婦で前2号に規定している学校又は養成所において2年以上修業したもの

第22条 二号

厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護婦養成所を卒業した者

第22条 四号

外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者のうち、前条第四号に該当しない者で、厚生大臣が定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

〈現在の第21条：平成21年法78号〉

第21条 看護師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第216号）に基づく大学（短期大学を除く。第四号において同じ。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者

二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定

した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者

三 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者

四 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で前三号に規定する大学、学校又は養成所において2年以上修業したもの

五 外国の第5条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

3) 国家試験の手続き

国家試験の手続き（第22条の2項）については、昭和23年（1948）の保助看法制定時にはこの条文はなく、平成11年（1999）法律第160号で追加されたものである。法律第160号は中央省庁再編に伴う法律改正で、この時は審議会のあり方についても検討されたことから、このような条文が追加された。以下は現行法の条文である。

なお（ ）内はわかりやすくするために追記している。

第22条の2 厚生労働大臣は、保健師国家試験、助産師国家試験若しくは看護師国家試験の科目若しくは実施若しくは合格者の決定の方法又は第18条（試験の実施）に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣又は厚生労働大臣は、第19条（保健師国家試験受験資格）第1号若しくは第2号、（中略）に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意

見を聴かなければならない。

4) 試験委員の設置

(1) 国家試験委員

国家試験委員を規定している第23条は、昭和25年（1950）法律第34号と昭和44年（1969）法律第51号で全面改正が行われているが、その改正内容は審議会の設置に関する考え方が変更され、それを規定している厚生省設置法の一部改正に伴って保助看法が改正されたものである。全面改正がされているので、条文のみでおさえておきたい。なお、第24条は昭和25年（1950）の改正で削除されている。

〈制定当時の23条〉

第23条 厚生大臣の諮問に応じて保健婦国家試験、助産婦国家試験、甲種看護婦国家試験及び乙種看護婦国家試験に関する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に属する保健婦助産婦看護婦試験審議会（以下審議会という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項の外、厚生大臣の諮問に応じて第19条（保健婦国家試験受験資格）から前条（乙種看護婦試験受験資格）までの各第2号の規定による養成所の指定に関する重要事項を調査審議するものとする。

第24条 保健婦国家試験、助産婦国家試験及び甲種看護婦国家試験の実施に関する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に属する保健婦助産婦甲種看護婦国家試験委員（以下試験委員という。）を置く。

2 厚生大臣は、前項に定めるものの外、試験委員に第19条から第22条までの各第2号の規定による養成所に関して必要な事項を調査させることができる。

〈昭和25年改正時の第23条〉

第23条 厚生大臣の諮問に応じて、保健婦国家試験、助産婦国家試験、甲種看護婦国家試験及び乙種看護婦国家試験に関する重要事項を調査審議させ、並びに保健婦国家試験、助産婦国家試験及び甲種看護婦国家試験の実施に関する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に属する保健婦助産婦看護婦審議会（以下審議会という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項の外、文部大臣又は厚生大臣の諮問に応じて第19条（保健婦国家試験受験資格）から前条（乙種看護婦試験受験資格）までの各第1号又は第2号の学校又は養成所の指定に関する重要事項を調査審議するものとする。

3 文部大臣又は厚生大臣は、審議会に、前項の学校又は養成所に関して必要な事項を調査させることができる。

〈現在の23条〉

第23条 保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験の実施に関する事務をつかさどらせるため、厚生労働省に保健師助産師看護師試験委員を置く。

2 保健師助産師看護師試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

(2) 准看護師試験委員

第25条は、准看護師試験委員の規定であるが、改正は上記第23条とほぼ同様であるので、ここでは省略する。

なお、第26条は、乙種看護婦の試験の実施に係る厚生大臣の指示や指導が規定されていたが、平成11年（1999）法律第87号で地方分権の推進の観点からこの条文は削除されている。

5) 試験事務担当者の不正行為の禁止等

試験事務担当者の不正行為の禁止を規定した第27条は、昭和23年（1948）同法制定当時から用語の変更以外はあまり大きな改正は行われていない。

第27条 保健師助産師看護師試験委員、准看護師試験委員その他保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験の実施に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たっては厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。

第28条は、政令及び厚生労働省令への委任に関する条文である。これは平成11年（1999）の法律第87号で全面改正を行っているが、内容については昭和23年（1948）当時と大きな変更はないので、ここでは省略する。

6) 臨床研修等の努力義務

看護職員に対する研修の努力義務規定はこれまで設定されていなかったが、平成21年（2009）法律第78号により第28条の2として、看護職員は新たに業務に従事する看護職員の臨床研修その他の研修を受け、資質の向上に努めることが追加された。

このような規定が設けられた背景には、新人看護職員の臨床実践能力を向上させる必要があることから、平成16年（2004）に研修ガイドラインを作成しその推進を図ってきたこと、またチーム医療を担う一員として看護職員がその専門性を発揮すること求められており、資質や能力を一層向上する必要があることからこのような規定が設けられた。

なお、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」においても同様の趣旨で改正が行われ、ここで同法律に基づく基本指針及び国の

責務において看護師等の研修を明記し、また病院等の開設者の責務として新規採用者に対する研修の実施等の努力義務が規定された。

〈追加された第28条の2：平成21年法78号〉

第28条の2 保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修（保健師等再教育研修及び准看護師再教育研修を除く。）を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

4 業務（第29条から第42条の3）

1) 業務の制限

業務の制限を規定している条文は、第29条で保健師の名称独占、第30条が助産師の業務独占、そして第31条看護師、第32条准看護師の業務独占が書かれている。基本的な規定であるので、法制定後60年間はほとんど改正されていないので、現行法を示しておく。

第29条 保健師でない者は、保健師又はこれに類似する名称を用いて、第2条に規定する業をしてはならない。

第30条 助産師でない者は、第3条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法（昭和23年法律第201号）の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

第31条 看護師でない者は、第5条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

2 保健師及び助産師は、前項の規定にかかわらず、第5条に規定する業を行うことができる。

第32条 准看護師でない者は、第6条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

2) 就業届出

第33条は業務に従事する者の届け出を義務づけた条文であるが、この条文は大幅な改正が行われているので、昭和23年（1948）の保助看法から追ってみてみたい。同法制定当時は、33条で就業届出、34条で就業者の名簿の整備や従事証の交付が規定されていた。

〈制定当時の第33条、第34条〉

第33条 保健婦、助産婦、甲種看護婦又は乙種看護婦がその業務を開始しようとする場合又は廃止した場合には、就業地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定による開始に関する届出をした者が、業務を継続する場合においては、2年毎に、就業地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出に関して必要な事項は、省令でこれを定める。

第34条 都道府県知事は就業保健婦名簿、就業助産婦名簿、就業甲種看護婦名簿又は就業乙種看護婦名簿を備えて、前条の規定による届出に関する事項を記載し、業務開始の届出をなした者に対しては、保健婦業務従事証、助産婦業務従事証、甲種看護婦業務従事証又は乙種看護婦業務従事証を交付し、業務継続の届出をなした者に対しては、それぞれ従事証にその旨を記入する。

2 前項の名簿及び従事証に関する事項は、省令でこれを定める。

昭和42年（1967）法律第120号（許可、許可等の整理に関する法律）で、この条文は全面改正され、33条は以下のように改正され、34条は削除された。

〈昭和42年改正時の第33条〉

第33条 業務に従事する保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦は、毎年12月31日現在において、その氏名、住所その他省令で定める事項を翌年1月15日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

その後の改正は、昭和57年（1982）法律第69号（行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律）で、就業届出の期間を1年から2年ごとに変更している。

昭和57年（1982）の改正の意図は、法律の名称のように行政事務の簡素化を図ったもので、その背景には、第二次臨時行政調査会の指摘で、できるだけ行政事務を簡素化するという答申に基づいて改正された。

〈現在の第33条〉

第33条 業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師は、厚生労働省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、該当年の翌年1月15日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

3) 保健師に対する指示

保健師に対する指示は、第35条で主治医の指示、第36条で保健所長の指示が規定されている。この2つの条文の改正は、用語の

変更のみである。

そこで、現行法の条文のみ記載しておく。

第35条 保健師は、傷病者の療養上の指導を行うに当たって主治の医師又は歯科医師があるときは、その指示を受けなければならない。

第36条 保健師は、その業務に関して就業地を管轄する保健所の長の指示を受けたときは、これに従わなければならない。ただし、前条の規定の適用を妨げない。

4) 医療行為の禁止

看護職員に対する医療行為の禁止は第37条に、そして助産師に対する異常妊産婦等の処置の禁止は第38条に規定されている。これら2つの条文は資格制度の根幹に係るものであり、内容については60年間改正をしていない。ただし、平成13年（2001）法律第153号で下記のように用語の変更を行っている。

第37条：

- ・「の外」を「を除くほか」
- ・「又は医薬品」を「医薬品」
- ・「指示をなし」を「指示をし」
- ・「若しくは」を「又は」
- ・「虞」を「おそれ」
- ・「但し」を「ただし」
- ・「手当をなし」を「手当をし」
- ・「助産婦がへそのお」を「助産師がへその緒」
- ・「かん腸」を「浣腸」
- ・「当然附随する」を「当然に付随する」
- ・「なすことは差支ない」を「する場合は、この限りでない」

第38条：

- ・「じょく婦」の“じょく”にボウテンが振ってあったがこれをなくし

- ・「請わしめる」を「求めさせる」
- ・「但し」を「ただし」
- ・「手当は」を「手当については」

この改正により、以下の現行法の条文となった。

〈現在の第37条・38条〉

第37条 保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があった場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当てをし、又は助産師がへその緒を切り、浣腸を施しその他助産師の業務に当然付随する行為をする場合は、この限りでない。

第38条 助産師は、妊婦、産婦、じよく婦、胎児又は新生児に異常があると認めるときは、医師の診察を求めさせることを要し、自らこれらの者に対して処置をしてはならない。ただし、臨時応急の手当てについては、この限りでない。

5) 助産師業務に関する義務

助産師の業務に関する規定は、4つの条文にわたって記載されている。第39条には応召義務と証明証交付の義務、第40条に自ら分娩介助や死胎検案をせずに証明書を交付することを禁止し、第41条では異常死産児の警察への届出義務、そして第42条では助産録の記載とその5年間保存を義務づけている。

この4つの条文の改正は、若干の用語の改正のみとなっている。

〈現在の第39条から第42条〉

第39条 業務に従事する助産師は、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の保健指導の求めがあった場合は、正当な理由がなければ、こ

れを拒んではならない。

2 分べんの介助又は死胎の検案をした助産師は、出生証明書、死産証明書又は死胎検案書の交付の求めがあった場合は、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

第40条 助産師は、自ら分べんの介助又は死胎の検案をしないで、出生証明書、死産証明書又は死胎検案書を交付してはならない。

第41条 助産師は、妊娠4月以上の死産児を検案して異常があると認めるときは、24時間以内に所轄警察署にその旨を届け出なければならない。

第42条 助産師が分べんの介助をしたときは、助産に関する事項を遅滞なく助産録に記載しなければならない。

2 前項の助産録であつて病院、診療所又は助産所に勤務する助産師が行つた助産に関するものは、その病院、診療所又は助産所の管理者において、その他の助産に関するものは、その助産師において5年間これを保存しなければならない。

3 第1項の規定による助産録の記載事項に関しては、厚生労働省令でこれを定める。

6) 秘密の保持

秘密の保持に関する保助看法上の条文は法制定当時にはなかったが、平成13年（2001）の法律第87号で第42条の2として新たに追加されたものである。

〈現在の第42条の2〉

第42条の2 保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師で亡くなった後においても、同様とする。

秘密の保持に関する条文が追加された背景

は、近年作られた多くの資格法には、守秘義務が規定されていたが、保助看法は昭和20年代に制定された法律であったので、この規定が書かれていなかった。このため、平成13年（2001）の法律第87号は障害者等に係る欠格事由の適正化等を図ることを目的とした改正であったが、資格法としての法的整備を図るために守秘義務の規定を追加したものである。なお、助産師については、刑法の業務上の秘密漏洩（刑法第134条）が適用されていたことから、この条文には助産師は規定されていない。

7) 名称独占

名称独占の規定は、平成18年（2006）法84号で追加された条文で、第42条の3として追加されている。この時期になって新たに名称独占の規定が追加された背景には、“副

看護婦”や“産科看護婦”のような国家資格ではない紛らわしい名称を与えていた実態が過去にあり、そのことが問題として指摘されていた。また近年、国民の医療安全に対する意識が高まり、国民は名称を信頼して業務を委ねていることから、その名称独占をすることは、国民の安全、安心につながるという考え方から、平成18年（2006）法律第84号の良質な医療を提供する体制の確立を図る観点から改正された法律で、名称独占の規定が新たに設けられている。

〈現在の第42条の3〉

第42条の3 保健師でない者は、保健師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

2項 助産師（略）

3項 看護師（略）

4項 准看護師（略）

5 雑則（第42条の4、5）

事務の区分として、保助看法上の条文のうち、法定受託事務とする部分を第42条の4に規定し、また、地方厚生局長に委任できる事務を第42条の5に規定している。

第42条の4は、平成11年（1999）法律第87号の地方分権の推進を図る観点で法改正が行われた時に“第42条の2”として追加された条文で、また、第42条の5は、平成11年（1999）法律第160号の中央省庁等改革関係法施行法の時に“第42条の3”として追加されている。

平成11年（1999）の地方分権の推進に関する法改正の背景は、地方分権一括法として「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が制定され、事務に関する大幅な改正が行われた。これまで機関委任

事務とされてきたが、これを廃止し法定受託事務と自治事務に区分された。これにより保助看法の施行に関する事務の整理が行われ、法定受託事務と自治事務に分け地方公共団体が行う法定受託事務については、法律で規定する必要があったことから、このような条文が新たに設けられている。

また、同年の中央省庁再編にあたって、厚生労働省設置法が創設され地方厚生局が厚生労働省の地方支分部局として新たに設置された。これにより、保助看法の施行事務のうち、地方厚生局に委任できる事務を明示している。これにより看護師等養成所の指定に関する業務は地方厚生局の業務とされた。

第42条の4と5の改正は、秘密の保持や名称独占の条文が平成13年（2001）と18年（2006）

に追加されたことによる条文の繰り下げ変更のみである。

改正がほとんどないことから、ここでは現行法の条文については省略する。

6 罰則（第43条から第45条）

罰則の規定については、量刑によって第43条から第45条に区分されている。これらの条文は、平成13年（2001）に大幅に改正されたことから、昭和23年（1948）の保助看法を制定当時の条文を押えておく。

〈制定当時の第43条から45条〉

第43条 左の各号の一に該当する者は、これを1年以下の懲役又は1万円以下の罰金に処する。

一 第29条から第32条の規定に違反した者（無資格者による業務違反）

二 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者

2 前項第1号の罪を犯した者が、助産婦、看護婦又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、これを2年以下の懲役又は2万円以下の罰金に処する。

第44条 左の各号の一に該当する者は、これを6月以下の懲役又は5千円以下の罰金に処する。

一 業務停止中の保健婦、助産婦又は看護婦であつて、その業務をなしたもの

二 第35条（主治医の指示）から第38条（異常妊産婦等の処置の禁止）の規定に違反した者

三 第27条（試験委員、国家試験等の事務を掌る者の不正行為禁止）の規定に違反して故意に若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし又は故意に不正の採点をした者

第45条 第33条（就業届出）又は第40条（助産婦の証明書交付違反）から第42条（助産録に関する義務）までの規定に違反した者は、こ

れを5千円以下の罰金に処する。

なお、（ ）内はわかりやすくするために追記している。

改正経過であるが、平成13年（2001）法律第87号において、下記のように全面改正をしており、量刑を重くするとともに、守秘義務、名称独占の違反についても新たに罰則を設けている。この改正により、現行法とほぼ同様の条文となった。

その後の改正は、平成18年（2006）法律第84号で新たに設けられた行政処分を受けた者の再教育受講違反に対する罰則が追加されている。

以下に現行法の条文を示すが、平成13年（2001）以降に改正した部分についてはアンダーラインを引いている。

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第29条から第32条までの規定に違反した者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者

2 前項第一号の罪を犯した者が、助産師、看護師、准看護師又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、2年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第44条 第27条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏ら

し、又は故意に不正の採点をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第44条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第14条第1項又は第2項の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行った者

二 第35条から第38条までの規定に違反した者

第44条の3 第42条の2（守秘義務）の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は50万円以下の罰金に処する。

一 第15条の二第1項又は第2項（再教育）の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかった者

二 第33条又は第40条から42条までの規定に違反した者

第45条の2 第42条の3（名称独占）の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

なお、（ ）内はわかりやすくするために追記している。

7 附則（第46条から第60条）

附則には、第46条に施行期日、第47条が保健婦助産婦看護婦令の廃止、第48条が旧令による文部大臣、厚生大臣の指定の効力、そして第49条に保健婦及び助産婦に関する経過措置、第50条に看護婦に関する経過措置が書かれている。第51条から第53条が旧令（保健婦規則、助産婦規則、看護婦規則）によって免許を受けた者の規定、第54条から56条は削除、57条に旧令による業務停止処分の効力、58条に助産婦不足地域における特殊免許の効力、最後の第60条には看護人への準用が規定されている。これらの附則のうち、保助看法制定以降に改正されていない附則は、第46条から第50条、そして57条から59条である。これ以外の条文は改正されているので、その改正経過を追ってみたい。

1) 旧令による免許取得者の規定

第51条は保健婦規則により都道府県知事

の保健婦免許を受けた者は第2条（保健婦の定義）に規定する業を行うことができるとした規定、第52条は旧助産婦規則により助産婦名簿に登録を受けた者は第3条（助産婦の定義）に規定した業を行うことができるとした条文、第53条は看護婦の同様の規定が書かれており、保健婦、助産婦、看護婦ともに厚生大臣の免許を受けるためには国家試験の合格が要件となっていた。

〈制定当時の第51条から第53条〉

第51条 旧保健婦規則により都道府県知事の保健婦免許を受けた者は、第29条（名称独占）の規定にかかわらず、保健婦の名称を用いて第2条（保健婦の定義）に規定する業をなすことができる。

2 前項の者については、この法律中保健婦に関する規定を準用する。

3 第1項の者は、第19条（国家試験受験資格）の規定にかかわらず、保健婦国家試験を

受けることができる。

第52条 旧助産婦規則により助産婦名簿に登録を受けた者は、第30条（業務独占）の規定にかかわらず第3条（助産婦の定義）の業をなすことができる。

2（略）：第51条と同様

3（略）：第51条と同様

第53条 旧看護婦規則により都道府県知事の看護婦免許を受けた者は、第31条（業務独占）の規定にかかわらず、看護婦の名称を用いて第5条（甲種看護婦の定義）に規定する業をなすことができる。

2 前項の者については、その従事することのできる業務の範囲以外の事項に関しては、この法律のうち乙種看護婦に関する規定を準用する。但し、就業乙種看護婦名簿は就業看護婦名簿と、乙種看護婦業務従事証は看護婦業務従事証と読み替えるものとする。

3 第1項の者は、第21条（甲種看護婦国家試験受験資格）の規定にかかわらず甲種看護婦国家試験を受けることができる。

第51条から53条の改正経過であるが、昭和26年（1951）には2回にわたって大幅な改正が行われている。

まず、昭和26年（1951）法律第147号（4月14日）であるが、第60条の後ろに“附則”を13項目設け、ここで既に看護婦資格を有している者の厚生大臣免許に関する新たな規定を行っている。昭和26年（1951）法律147号の改正は、前述したとおり、甲種看護婦と乙種看護婦の区別をなくし“看護婦”としたこと、そして准看護婦制度を創設した改正である。これに加えて附則で、旧法（昭和23年（1948）制定時の保助看法）の規定によって甲種看護婦国家試験に合格した者については新法の国家試験合格とみなすこと、旧規則により都道府県知事の看護婦免許を受けた者

で、普通教育と看護婦教育及び業務に従事した年数が13年を超える者は、厚生大臣の定めた講習を受ければ厚生大臣の免許を受けることができるとした。要するに、看護婦の既得権を尊重するという立場から国家試験を受けなくても講習を修了すれば厚生大臣の免許が交付されることになった。また、乙種看護婦については、乙種看護婦試験を当分の間行い、これに合格した者は旧看護婦規則による看護婦試験に合格したものとみなされることが、追加的に規定された。

このような改正が行われた背景には、昭和23年（1948）の保助看法制定により、看護婦の免許を取得するためには国家試験の合格が要件となるという大幅な看護制度の改革が行われたことが影響している。そして昭和25年（1950）10月に第1回甲種看護婦国家試験が実施されたことにより、国家試験合格の要件の重さを自覚した全国の看護婦が動揺し、既得権擁護の運動となっていった。昭和26年（1951）法律第147号の改正の背景については、第6条で記述した通りであるが、既得権を尊重する立場から国家試験を受けることなく、厚生大臣の認定する講習を修了することによって新法による免許が交付されることになったのである。

昭和26年（1951）法律第147号の改正に引き続き、講和条約国会であった昭和26年（1951）の法律第258号改正（10月30日）で、旧規則による免許を受けた保健婦、助産婦、看護婦は、第7条（国家試験合格要件）の規定にかかわらず、厚生大臣の免許を受けることができるとした改正を行っている。要するに希望者は無条件で国家免許に切り替えることができることとなった。結局は、厚生大臣の定める講習は1回も行われずに、このような改正が行われている。

その後の第53条の改正は昭和27年（1952）

法律第316号で、旧看護婦規則によって免許を受けた者は、保健婦の受験資格に規定されている養成課程を修了すれば保健婦国家試験を受けることができるという、新たな規定を設けている。これは助産婦についても同様とされ、保健師、助産師の受験資格の適用が拡大された。

2) 旧規則による免許の効力

第54条から第56条は、昭和25年(1950)から26年(1951)当時、旧規則による免許を受けることができると規定されていた者や養成所等に修業中の者については、旧保健婦規則、旧助産婦規則、旧看護婦規則による都道府県知事の免許を、当分のうち、受けることができることを規定していた条文である。これらの条文は平成11年(1999)法律第87号で削除している。

昭和23年(1948)の保助看法制定により、看護職員の資格制度が新たなものとなったが、それ以前に免許を受けることができると規定されていた者については、平成11年(1999)までは都道府県知事の保健婦、助産婦、看護婦の免許を受けることができたということである。これらの免許を受けることを中止するまでには、51年間を要したことになる。

3) 男子への準用

第60条は看護人の準用の規定であるが、この改正は昭和43年(1968)法律第84号で、名称を看護人又は准看護人から看護師又は准看護師と称する改正が行われ、また平成5年(1993)には保健婦についても保健士の名称を用いて男子が保健指導に従事できる内容の改正を行っている。

〈制定当時第59号・第60号〉

第59条 旧看護婦規則による准看護婦につい

ては、なお従前の例による。

第60条 男子である看護人については、この法律中看護婦に関する規定を準用する。

2 旧看護婦規則による看護人については、第53条及び第56条の規定を準用する。

昭和43年(1968)法律第84号では、第60条1項の後に「前項の規定により準用する第7条又は第8条の規定による免許を受けた者は、看護師又は准看護師と称する」と追加している。

また、平成5年(1993)法律第90号では、第59条の二として「保健士の名称を用いて保健指導に従事することを業とする男子については、この法律中保健婦に関する規定を準用する。」が追加された。

〈平成5年改正時の第59条・第60条〉

第59条 旧看護婦規則による准看護婦については、なお従前の例による。

2 保健士の名称を用いて保健指導に従事することを業とする男子については、この法律中保健婦に関する規定を準用する。

第60条 男子である看護人については、この法律中看護婦に関する規定を準用する。

2 前項の規定により準用する第7条又は第8条の規定による免許を受けた者は、看護師又は准看護師と称する。

3 旧看護婦規則による看護人については、第53条及び第56条の規定を準用する。

上記の第59条2項、第60条1項及び2項の男子への準用規定は、平成13年(2001)法律第153号の“婦”から“師”へ名称を変更した時にすべて削除されている。

〈参考文献〉

1) 看護行政研究会編：看護六法 平成20年版、新

- 日本法規出版、2008
- 2) 金子 光：保健婦助産婦看護婦法の解説、日本医事新報社、1960
 - 3) 清水嘉与子：私たちの法律－保健婦助産婦看護婦法を学ぶ（改定第4版）、日本看護協会出版会、1992
 - 4) 田村やよひ著：私たちの拠りどころ保健師助産師看護師法、日本看護協会出版会、2008
 - 5) 日本看護協会編：日本看護協会史・第1巻、日本看護協会出版会、1967
 - 6) 国政問題調査会編：日本の政治 近代政党史、広潤社、1988
 - 7) 金子 光：初期の看護行政－看護の灯たかくかかけて、日本看護協会出版会、1992
 - 8) 田中幸子：保健婦助産婦看護婦法の立法・成立過程、看護管理、11（1）、2001